

千葉市地域保健従事者現任教育推進事業実施要領

第1 目的

この要領は、新任期保健師等に対し、適切かつ安全な保健サービスを提供できる実践能力を育成し、社会状況の変化や住民の多種多様なニーズに対応できる保健指導技術と知識の向上を図るとともに、保健活動従事者の現任教育体制を強化し、保健師等の人材育成を担当する者の人材育成能力を向上させることを目的として実施する「地域保健従事者現任教育推進事業（以下「本事業」という。）」に必要な事項を定めるものとする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、千葉市とする。

第3 用語の定義

- (1) この要領において「新任期保健師」とは、地域保健分野における対人保健サービスの実務経験が概ね5年以内の保健師をいう。
- (2) この要領において「育成トレーナー」とは、千葉市役所等において、地域保健分野での対人保健サービスに関する豊富な実務経験・専門知識を有する保健師等をいう。
- (3) この要領において「プリセプター」とは、「千葉市保健活動従事者現任教育ガイドライン」に規定する新任期のOJT担当者をいう。

第4 事業内容

- (1) 育成トレーナーによる新任期保健師の育成支援
育成トレーナーを配置し、新任期保健師が行う保健活動のうち、家庭訪問、面接指導、電話相談等に同行又は同席し、実際に業務の実施状況を確認しながら必要な助言等を行う。
- (2) 育成トレーナー連絡会議
本事業を効果的に実施するため、保健師育成上の課題及び課題解決の効果的な人材育成のあり方について情報共有を図る、「育成トレーナー連絡会議」を開催する。
- (3) 研修の実施
保健師等の人材育成を担当する者の人材育成能力を向上させるため、「千葉市保健活動従事者現任教育ガイドライン」に規定する研修を開催する。

第5 育成トレーナーとプリセプター等との連携

育成トレーナーは、プリセプター及び所属主査等と緊密な連携を行い、本事業の目的達成と適切な実施の両立に努めなければならない。

第6 事業運営

- (1) 所属長は、第4（1）に定める事業の円滑な実施及び育成状況の評価を適切に実施し、新任期保健師の効果的な育成に努める。
- (2) 所属長は、第4（1）に定める事業の実施状況について、保健師活動推進担当課長に報

告する。

(3) 保健師活動推進担当課長は、第4(1)に定める事業の進捗状況を把握し、適切に実施されるよう総合調整を行う。

(4) 保健師活動推進担当課長は、第4(2)及び(3)に定める事業を主催する。

第7 守秘義務

本事業の実施にあたっては、関係者の人権を尊重してこれを行うとともに、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。育成トレーナーの職を退いた後も、また、同様とする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局次長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。